



ニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド(毎月決算型) 【愛称:ラッキー・カントリー】

運用状況と投資環境について

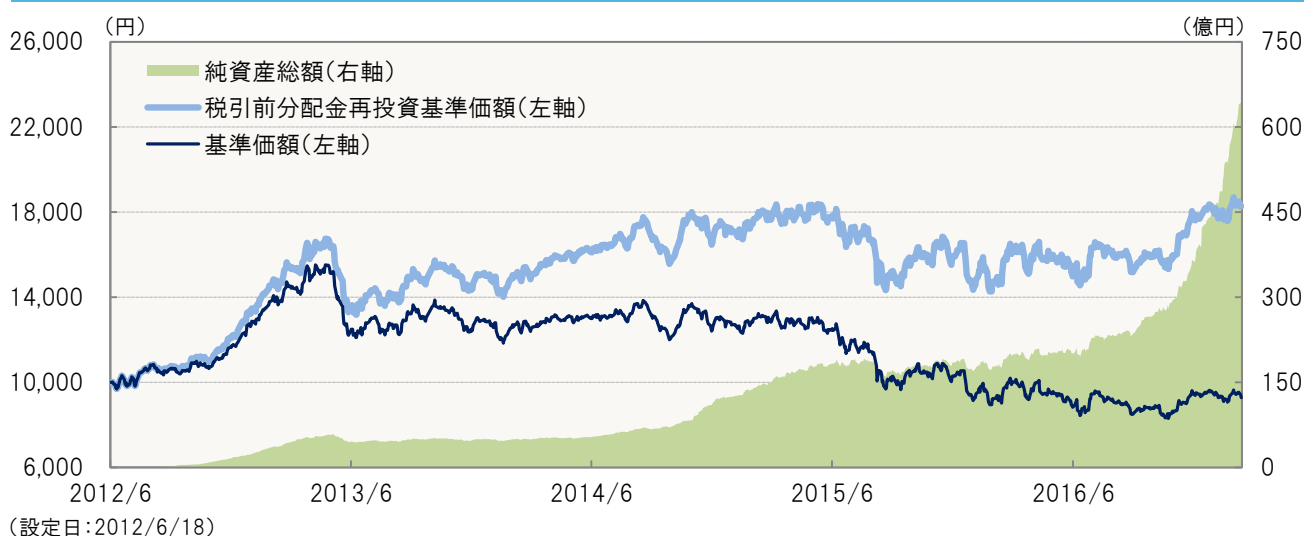
運用状況について(2017年2月28日現在)

当ファンドは相対的に配当利回りの高いオーストラリア株式等に投資することにより、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。ファンドのトータルリターンを示す税引前分配金再投資基準価額の騰落率は、直近1年間では豪株相場の上昇等を受けて23.7%、2012年6月のファンド設定来では82.7%の上昇となっています。

また、当ファンドは毎月28日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配金をお支払いすることをめざします。2014年1月からは毎月150円(1万口当り、税引前)の分配金をお支払いしており、設定来の分配金累計額は7,670円となっております。

なお、ファンドの純資産総額は足元増加傾向にあり、2017年2月末現在で644億円となっています。

<基準価額・純資産の推移>



<基準価額の騰落率(税引前分配金再投資)>

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	2.5%	8.0%	13.9%	23.7%	22.1%	82.7%

<分配の推移(1万口当り、税引前)>

第52期 (2016年9月)	第53期 (2016年10月)	第54期 (2016年11月)	第55期 (2016年12月)	第56期 (2017年1月)	第57期 (2017年2月)	設定来 累計額
150円	150円	150円	150円	150円	150円	7,670円

データ期間:2012年6月18日~2017年2月28日(日次)

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。収益分配金には普通分配金に対して所得税および地方税がかかります(個人受益者の場合)。

利下げ観測は大きく後退、金融緩和による豪ドルの下落圧力は緩和

2016年9月以降、政策金利据え置き

- RBA(豪州準備銀行)は2011年11月以降継続的に政策金利を引き下げてきました。利下げ開始前は4.75%だった政策金利は、2016年8月の利下げにより史上最低の1.50%まで低下しました。このようなRBAによる金融緩和は豪ドルの下落要因となってきました。
- 一方直近では、RBAは2016年9月以降、政策金利を据え置いています。
- 豪ドル／米ドル相場は2013年以降、豪ドル安・米ドル高傾向で推移してきましたが、足元では豪ドル高・米ドル安に反発しています。

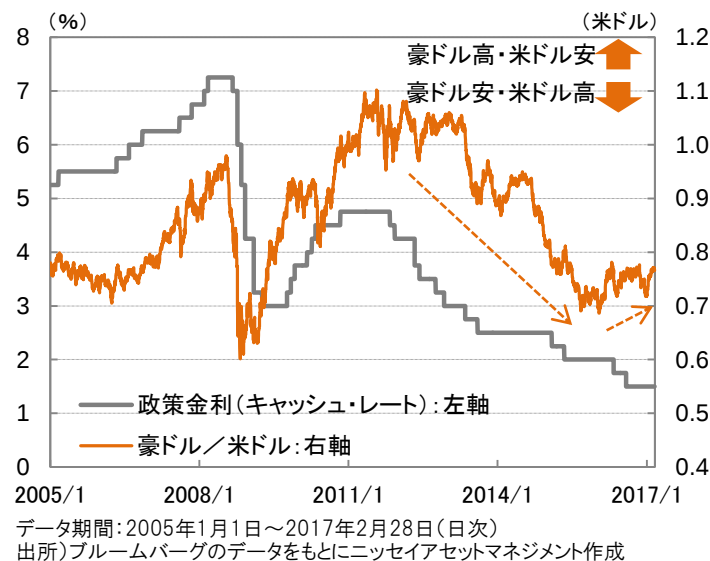
商品価格の反発は物価上昇圧力に

- RBAが利下げを続けてきた背景として、インフレ率が横ばいないしは低下傾向で推移してきたことがあげられます。
- 一方で、足元の資源価格を中心とした商品価格の反発は、今後インフレ率の上昇要因となる可能性があります。消費者物価指数よりも広範な物価の動向を示すGDPデフレーターは、これまで商品価格指数と連動する傾向がみられました。
- 当面インフレ率は落ち着いて推移すると見込まれ、RBAは現状の低金利政策を今後も維持すると考えられますが、インフレ率の下げ止まり・反転が顕著になれば、追加利下げの可能性は遠のくと考えられます。

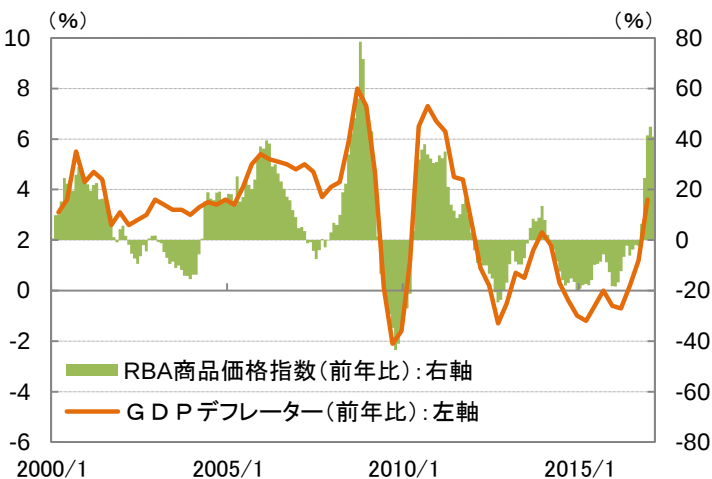
市場参加者の利下げ観測は大きく後退

- 先物市場が織り込んでいる政策金利(現状1.50%)の見通しをみると、2016年8月末時点では、半年のうちに利下げが行われる確率(2017年3月の決定会合で政策金利が1.25%以下となる確率)は50%を超えていましたが、2017年2月末現在では半年内の利下げ確率(2017年9月会合で1.25%以下の確率)は13.3%となっており、当面据え置きが続くとの見通しが大幅に低下しています。
- 利下げ観測が大きく後退するなか、これまでの金融緩和による豪ドルの下落圧力は緩和しています。今後、豪ドル相場は底堅く推移することが見込まれます。

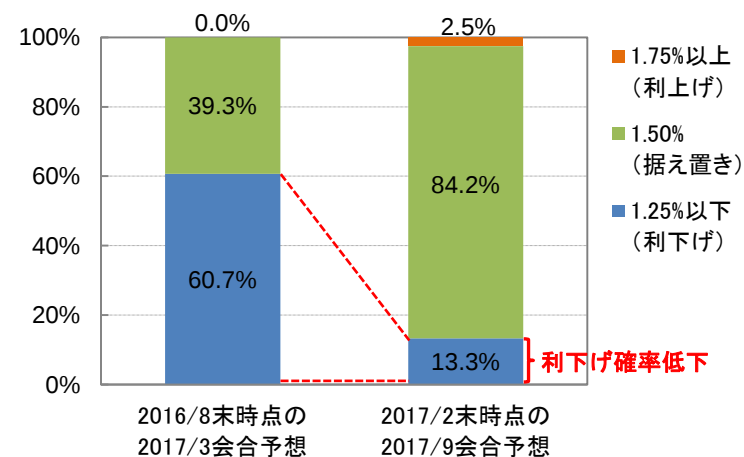
＜政策金利と為替の推移＞



＜GDPデフレーター、商品価格指数(前年比)の推移＞



＜先物市場が織り込む政策金利見通し(確率)＞



国債対比で魅力的な利回り水準

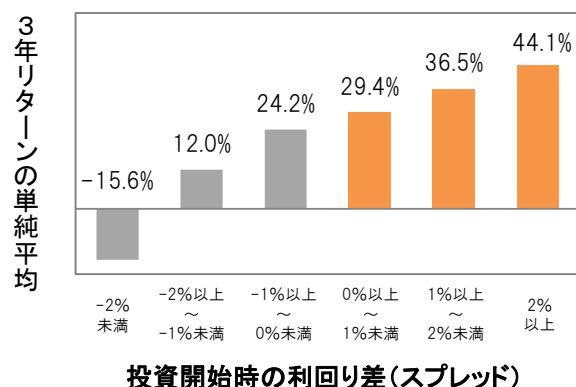
- 株式の相対的な魅力度を測る指標のひとつに、国債との利回り差（スプレッド）があります。オーストラリア株式とオーストラリア10年国債の利回り差（スプレッド）は2017年2月末時点で1.70%となっており、過去10年間の平均を上回っています。
- オーストラリア株式指数の過去のデータを検証すると、国債との利回り差（スプレッド）が大きい時の方がその後のリターンが高いという傾向がみられました。2007年2月末以降の各月末より3年間投資した場合（ケース数計85回）について、投資開始時点の利回り差（スプレッド）とリターンを確認すると、利回り差（スプレッド）がプラスのケースでは、全てのケースでプラスリターンを獲得しています。

オーストラリア株式とオーストラリア国債の利回り差（スプレッド）の推移



出所）ブルームバーグのデータをもとにニッセイアセットマネジメント作成
※オーストラリア株式：S&P/ASX200指数

オーストラリア株式の3年リターン（豪ドルベース）【利回り差（スプレッド）別】



	投資開始時の利回り差（スプレッド）					
	-2%未満	-2%以上～-1%未満	-1%以上～0%未満	0%以上～1%未満	1%以上～2%未満	2%以上
ケース数（計85回）	10回	24回	12回	17回	18回	4回
プラスリターンの回数	0回	19回	10回	17回	18回	4回
プラスリターンの出現確率	0%	79%	83%	100%	100%	100%

データ期間：2007年2月末～2017年2月末（月次）
出所）ブルームバーグのデータをもとにニッセイアセットマネジメント作成
上記はS&P/ASX200指数（配当込み）の過去の騰落率を集計したものであり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

豪年金基金からの資金流入がオーストラリア株式を下支え

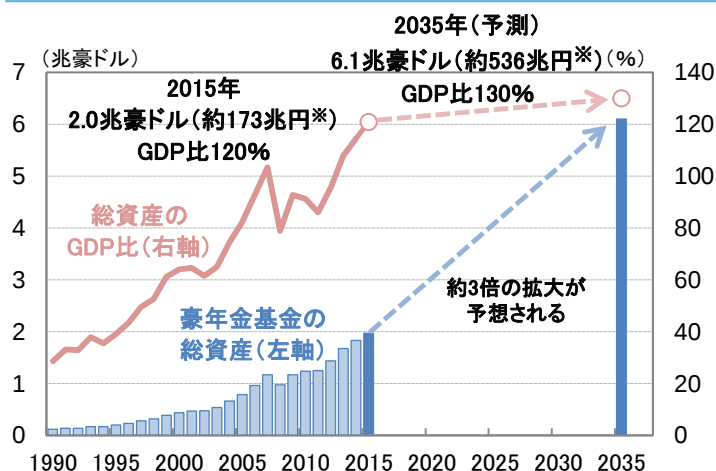
機関投資家としての注目が高まる豪年金基金

- オーストラリアの年金制度は、公的年金である老齢年金と私的年金の「スーパーアニュエーション（以下、豪年金基金）」の2本柱となっています。このうち、豪年金基金は自分の将来のために現役時代に積み立てる事前積立方式であり、高齢化の影響を受けにくいのが特徴です。
- 近年、豪年金基金は大規模な総資産を背景に、機関投資家としての注目度が高まっています。2010年に豪州政府が公表した年金評価制度（クーパー・レビュー）によると、豪年金基金の総資産は2035年には2015年の3倍強にあたる6.1兆豪ドル（約536兆円※）まで拡大すると予測されています。
- 豪年金基金については、雇用主の賃金に対する拠出負担率が段階的に引き上げられる予定であり、今後も豪年金基金への安定した資金流入が予想されます。

豪主要年金基金は株式の構成比率が高い

- 豪主要年金基金の資産配分をみると23.4%がオーストラリア株式となっています。
- オーストラリアの人口は自然増加と積極的な移民の受け入れにより増加傾向にあります。今後も、生産年齢人口の増加が見込まれており、同世代からの豪年金基金への資金流入を通じてオーストラリア株式を下支えするものと期待されます。

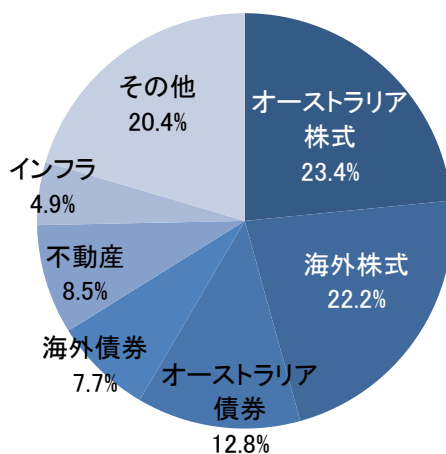
<豪年金基金の総資産残高>



データ期間: 1990年～2015年(年次)

出所)オーストラリア統計局等のデータをもとにニッセイアセットマネジメント作成
2035年は2010年6月公表の年金制度評価報告(クーパー・レビュー)における
予測値 ※換算為替レート: 2015年12月末時点、1豪ドル=87.92円

<豪主要年金基金の資産構成比>



2016年12月末時点

出所)オーストラリア金融監督庁(APRA)のデータをもとにニッセイアセット
マネジメント作成
加入者5名以上の年金基金が集計対象

ファンドの特色

- ①オーストラリア株式等に実質的に投資することにより、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。
 - ②オーストラリア株式等の実質的な運用はレグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドが行います。
 - ③原則として、毎月28日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益分配を行います。
- ※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ※将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

投資リスク

※ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

基準価額の変動要因

- ファンド(指定投資信託証券を含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

主な変動要因

株式投資リスク		株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。
不動産投資信託(リート)投資リスク	保有不動産に関するリスク	リートの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リートの価格が下落することがあります。
	金利変動リスク	リートは、金利が上昇する場合、他の債券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リートの価格が下落することがあります。
	信用リスク	リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リートの経営や財務状況が悪化した場合、リートの価格が下落することがあります。
	リートおよび不動産等の法制度に関するリスク	リートおよび不動産等に関する法制度(税制・建築規制等)の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リートの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。
為替変動リスク		原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
流動性リスク		市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

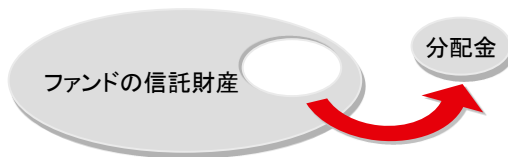
＜当資料において使用している指数についての説明＞

S&P各種指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは同社が公表する各指数またはそれに含まれるデータの正確性あるいは完全性を保証するものではなく、また同社が公表する各指数またはそれに含まれるデータを利用した結果生じた事項に関して保証等の責任を負うものではありません。

分配金に関する留意事項

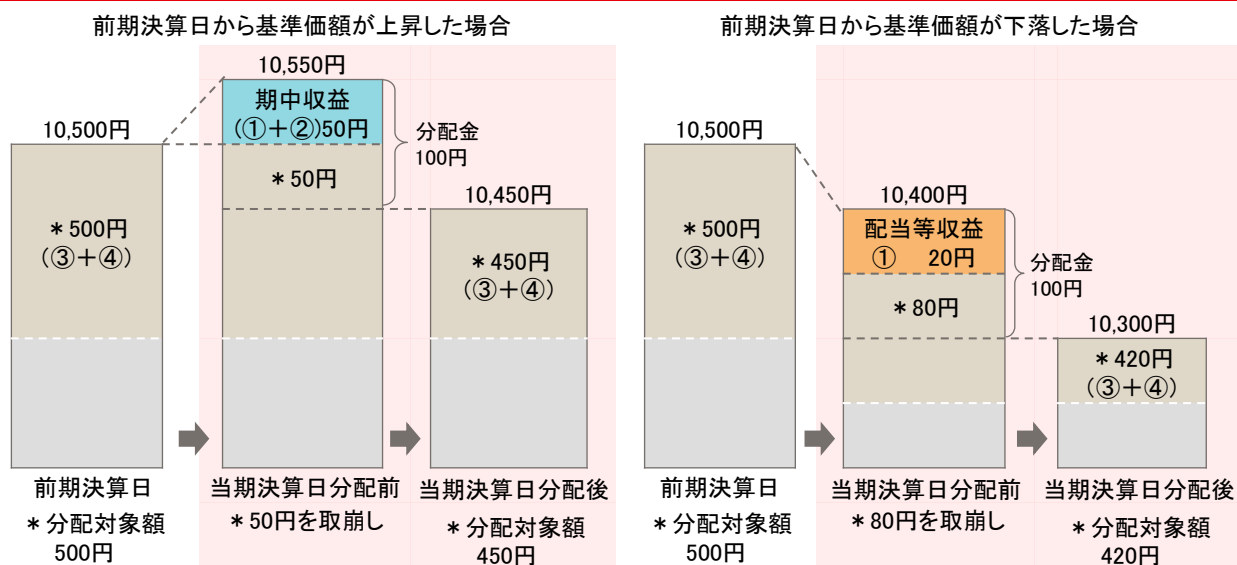
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

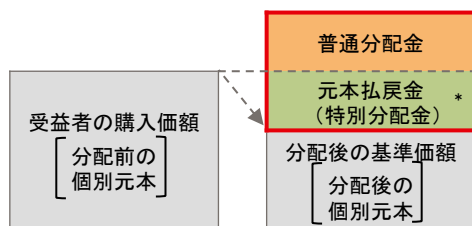
分配準備積立金：期中収益（①および②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

❗ 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

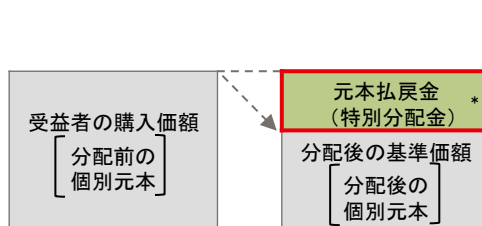


普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



* 実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金（特別分配金）が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

手 続 ・ 手 数 料 等

お申込みメモ

購入単位	各販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時まで販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
申込不可日	申込日または申込日の翌営業日がオーストラリア証券取引所(半休日を含みます)、シドニーの銀行、メルボルンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受け付けを行いません。
信託期間	平成33年8月27日まで(設定日:平成24年6月18日)
繰上償還	・投資対象とする「LM・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)」が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。 ・受益権の口数が10億口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
決算日	毎月28日(該当日が休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

! ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時	購入時手数料 (1万口当り)	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24%(税抜3.0%)を上限 として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ※ 料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。		
換金時	信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
毎 日	運用管理費用 (信 託 報 酬)	ファンドの純資産総額に年率1.188%(税抜1.1%)をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。		
		投資対象とする 指定投資信託証券	LM・オーストラリア高配当株ファンド (適格機関投資家専用)	年率0.6048%(税抜0.56%)
			ニッセイマネーマーケット マザーファンド	ありません。
		実質的な負担	ファンドの純資産総額に 年率1.7928%(税抜1.66%)程度 をかけた額となります。	
	監 査 費 用	ファンドの純資産総額に年率0.0108%(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。		
随 時	その他の費用・ 手数料	組入価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。 また、ファンドが投資対象とするLM・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)において、実質的に投資する投資信託証券には運用報酬等の費用がかかりますが、銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。		

! 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。なお、「ファンドの費用」に記載の消費税等相当額を付加した各種料率は、消費税率に応じて変更となる場合があります。

! 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ご留意いただきたい事項

- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のもとなります。投資元本および利回りが保証された商品ではありません。
- 当資料はニッセイアセットマネジメントが作成したものです。ご購入に際しては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容を十分にお読みになり、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は保険契約や金融機関の預金ではなく、保険契約者保護機構、預金保険の対象とはなりません。証券会社以外の金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。
- 当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、資金動向、市況動向等によっては方針通りの運用ができない場合があります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。

取扱販売会社一覧

※販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合もあります。
詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

取扱販売会社名	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融商品取引業協会	取扱販売会社名	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融商品取引業協会
株式会社SBI証券	○	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○		株式会社但馬銀行	○	近畿財務局長(登金)第14号	○			
カブドットコム証券株式会社	○	関東財務局長(金商)第61号	○	○			株式会社筑邦銀行	○	福岡財務支局長(登金)第5号	○			
高木証券株式会社	○	近畿財務局長(金商)第20号	○				株式会社千葉興業銀行	○	関東財務局長(登金)第40号	○	○		
内藤証券株式会社	○	近畿財務局長(金商)第24号	○				株式会社中京銀行	○	東海財務局長(登金)第17号	○			
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	○	中国財務局長(金商)第20号	○				株式会社中国銀行	○	中国財務局長(登金)第2号	○	○		
楽天証券株式会社	○	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	株式会社東京都市銀行	○	関東財務局長(登金)第37号	○	○		
株式会社あおぞら銀行	○	関東財務局長(登金)第8号	○	○			株式会社長崎銀行	○	福岡財務支局長(登金)第11号	○			
株式会社阿波銀行	○	四国財務局長(登金)第1号	○				株式会社南都銀行	○	近畿財務局長(登金)第15号	○			
株式会社関西アーバン銀行	○	近畿財務局長(登金)第16号	○	○			株式会社百十四銀行	○	四国財務局長(登金)第5号	○	○		
株式会社紀陽銀行	○	近畿財務局長(登金)第8号	○				三菱UFJ信託銀行株式会社	○	関東財務局長(登金)第33号	○	○		
株式会社きらやか銀行	○	東北財務局長(登金)第15号	○				株式会社みなと銀行	○	近畿財務局長(登金)第22号	○	○		
株式会社ジャパンネット銀行	○	関東財務局長(登金)第624号	○	○			株式会社八千代銀行	○	関東財務局長(登金)第53号	○			

委託会社【ファンドの運用の指図を行います】	ファンドに関するお問合せ先
ニッセイアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第369号 加入協会:一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会	ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター:0120-762-506 (午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます) ホームページ: http://www.nam.co.jp/
受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行います】	
三菱UFJ信託銀行株式会社	